

松島町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

松 島 町

はじめに

【新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

2020年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取組が進められてきた。

今般、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものとして、2024年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が改定された。

これによって、県は、2025年3月に宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を改定したことから、町としても、松島町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を改定し、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定】

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ・ 新型インフルエンザ等感染症
- ・ 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ・ 新感染症（全国的かつ急速なまん延の恐れがあるもの）

である。

【新型コロナ対応での経験】

2019 年 12 月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020 年 1 月には我が国でも新型コロナの感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、同年 2 月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立ち上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年 3 月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われたことを受け、県では 3 月 26 日付けで、特措法第 22 条第 1 項の規定に基づく県対策本部（宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部）を設置した。（2020 年 1 月 27 日に法に基づかず設置していた県対策本部からの移行）。

町においては、国や県の動向を踏まえ、2020 年 1 月 27 日に課長等連絡会議において新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、同年 2 月 10 日に町対策本部（松島町新型コロナウイルス感染症対策本部）を設置した。その後、同年 4 月に特措法に基づく緊急事態宣言が発出され、特措法第 34 条第 1 項の規定に基づく町対策本部に移行した。

町では、特措法に基づく緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う各種要請、医療提供体制の強化、国の予備費による緊急対応策や補正予算等の予算

措置に係る対策、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和など、ウイルスの特性や状況に応じて、国や県の対策と連携を図りながら新型コロナ対応を行った。

そして、国内感染者の確認から3年あまり経過した2023年5月8日、新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置づけることとし、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止されたことから、同日に県対策本部、町対策本部を廃止した。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、町民の生命及び健康への大きな脅威だけでなく、町民の経済や社会生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての町民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国と県及び町の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

国の新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において、新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であり、「感染症危機に対応できる平時からの体制づくり」、「国民生活及び社会経済活動への影響の軽減」、「基本的人権の尊重」の3つの目標を実現する必要があるとされた。

【町行動計画の改定概要】

町行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、県行動計画の様々な選択肢を参考に、国が作成する基本的対処方針（特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）を踏まえ、対応を行っていくこととなる。

従前の町行動計画は、2015年3月に策定されたものであるが、今般、政府行動計画及び県行動計画を踏まえた抜本改正を行う。

具体的には、対象とする疾患を、新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、対応項目を7項目とし、新型コロナ対応で課題となった項目を独立さ

せ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬等の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

さらに、実効性を確保するため、実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、多様な主体の参加による実践的な訓練を実施することとする。

【町行動計画の構成と主な内容】

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県計画を、市町村が市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示している。

町行動計画においても、政府行動計画及び県行動計画の趣旨に基づき、町内における様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

町行動計画の基本的な構成は、第１部として新型インフルエンザ等対策の総論的な考え方や留意事項を示す「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」、第２部として新型インフルエンザ等対策における７項目を準備期、初動期及び対応期に分けて具体的な取組内容を示す「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」としている。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国や県は定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画及び県行動計画の変更を行うものとしており、町においても、必要に応じ、適時適切に町行動計画の変更を行うものとする。

目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	6
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等.....	6
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	6
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	7
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	9
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	12
第5節 対策推進のための役割分担.....	16
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	19
第1章 実施体制.....	19
第1節 準備期.....	19
第2節 初動期.....	20
第3節 対応期.....	21
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	22
第1節 準備期.....	22
第2節 初動期.....	24
第3節 対応期.....	25
第3章 まん延防止.....	26
第1節 準備期.....	26
第2節 初動期.....	27
第3節 対応期.....	28
第4章 ワクチン.....	29
第1節 準備期.....	29
第2節 初動期.....	35
第3節 対応期.....	39
第5章 保健.....	43
第1節 準備期.....	43
第2節 初動期.....	44
第3節 対応期.....	45
第6章 物資.....	46
第1節 準備期.....	46
第2節 初動期.....	47
第3節 対応期.....	48
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保.....	49
第1節 準備期.....	49
第2節 初動期.....	51
第3節 対応期.....	52

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、我が県及び我が町への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や町民の生活及び経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれのあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、塩釜管内及び町内の医療提供体制のキャパシティを越えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付けられていることを鑑み、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン接種等のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図る。
- ③ 治療が必要な患者が適切な医療を受けられるよう医療提供体制を確保し、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ① 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民の生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ② 町民の生活及び経済の安定を確保する。
- ③ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ④ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるように、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民の生活及び経済に与える影響を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実践すべき対策を選択し決定する。

（1）新型インフルエンザ等対策の基本方針

- ① 発生前の段階（準備期）では、地域における医療提供体制の整備や、町民に対する啓発、町や事業者等による事業継続計画の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- ② 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
- ③ 県内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- ④ 県内及び町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、県、町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や町民の生活及び経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなく

なることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

- ⑤ 地域の実情等に応じて、町は、県等と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- ⑥ その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ⑦ 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

（２）新型インフルエンザ等対策の総合的な取組

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

- ① 医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。
- ② 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼びかけを行うことも必要である。
- ③ 新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。
- ④ 新型インフルエンザ等対策は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることを想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や平時の備え等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴を踏まえ、感染症危機対応を行う。

<初動期>

- ・ 新型インフルエンザ等対策本部の設置

<対応期>

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

＜初動期＞

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、宮城県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置されるとともに、松島町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置する。感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

＜対応期：封じ込めを念頭に対応する時期＞

県対策本部の設置後、県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国内外における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

＜対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期＞

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

＜対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期＞

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。

＜対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期＞

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期の必要となる対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染症等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、各々の対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、町行動計画又は業務継続計画に基づき、国、県又は指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

② 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内及び町内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

③ 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

④ 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等への備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

⑤ 負担軽減や情報の有効活用、国と県及び町の連携等のためのDXの推進や人材育成等

職員等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と県及び町の連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組をすすめる。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民の生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

② 医療提供体制と町民の生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際は、町民や事業者の生活や社会経済等に与える影響にも十分に留意する。

③ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替の判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

町が円滑かつ計画的にワクチン接種を進めることができるよう、町は国や県に対し、接種業務のDX化やワクチンの安定供給、接種方針を早期に提示するよう求めるとともに、わかりやすい広報を積極的に実施する。

④ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

⑤ 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々

な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民や事業者等の状況を踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

（３）基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

（４）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、町内における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

町は、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

町は、町対策本部を設置してから廃止するまで、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国はWHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県及び町の役割

県及び町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は仙台市、感染症指定医療機関等で構成される県感染症連絡協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【町】

町は、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と密接な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県感染症連絡協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制¹

第1節 準備期

（1）実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

（2）町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、特措法の規定に基づき、町行動計画を作成・変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く²。（総務課、健康長寿課）
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、行政職員等の養成等を行う。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

（3）国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）
- ② 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

1 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）

2 特措法第8条第7項及び第8項

第2節 初動期

（1）新型インフルエンザ等対策の体制整備

- ① 新型インフルエンザ等が発生又はその可能性がある場合は、町は、直ちに庁内連絡会議を開催し、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況について情報共有を行う。（総務課、健康長寿課、各課所局長）
- ② 特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われたことを受け、町災害対策本部条例第2条に規定する組織をもって、町対策本部に移行する。（総務課）

（2）新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合³や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（総務課）
- ② 町は、必要に応じて、第1章第1節 準備期（2）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

（3）迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援⁴を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する⁵ことを検討し、所要の準備を行う。（健康長寿課、財務課、総務課、その他関係課所局）

3 特措法第15条

4 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

5 特措法第70条の2第1項

第3節 対応期

（１）基本となる実施体制の在り方

府県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

（２）職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁶を要請する。（総務課、健康長寿課）
- ② 町は、町内における特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める⁷。（総務課、健康長寿課）

（３）必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援⁸を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保⁹し、必要な対策を実施する。（健康長寿課、財務課、総務課、その他関係課所局）

（４）緊急事態措置の検討等について

・緊急事態宣言の手續

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する¹⁰。
町は、町内における緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う¹¹。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

（５）特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

・町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する¹²。（総務課）

6 特措法第26条の2第1項

7 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

8 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

9 特措法第70条の2第1項

10 特措法第34条第1項

11 特措法第36条第1項

12 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション¹³

第1節 準備期

（1）新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

① 町における情報提供・共有について

町民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、町の果たす役割は大きい。町においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。

準備期から町民が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行う。町による情報提供・共有について、有用な情報源として町民による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う。（関係各課所局）

② 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施する。新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得るため、必要な体制を整備する。（健康長寿課）

こうしたことを踏まえ、町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがある¹⁴。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と町の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておく¹⁵。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

13 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）

14 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条等

15 具体的な手順等については、「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照。

（２）双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時に、町民等からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。（健康長寿課）

第2節 初動期

（1）情報提供・共有について

① 町における情報提供・共有について

町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（関係課所局）

② 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、県から提供された、新型インフルエンザ等の特性、県内における発生状況、有効な感染防止対策等について、町民に対する周知・広報や町民からの相談受付等を実施する。新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得るため、速やかに情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

（2）双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて市町村向けのQ&A等を活用し、コールセンター等を設置する。（健康長寿課）

第3節 対応期

（１）情報提供・共有について

① 町における情報提供・共有について

町は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえながら、国が示す関係法令等の解釈や運用等を目安とし、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、町民等に対して感染症対策に必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（関係課所局）

② 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、県内の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止対策等について、町内の関係機関や町民等に対して情報提供・共有を行う。

町は、町民等の情報収集の利便性向上のため、関係省庁、地方公共団体、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて集約の上、総覧できるウェブサイトを活用する。（健康長寿課、企画調整課、その他関係課所局）

（２）双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて市町村向けのQ&A等の改定版を活用し、コールセンター等を継続する。（健康長寿課）

第3章 まん延防止¹⁶

第1節 準備期

（１）新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等
町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
（総務課、健康長寿課、教育課、その他関係課所局）

町営バスについては、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。（総務課）

16 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）

第2節 初動期

（1）町内でのまん延防止対策の準備

- ① 町は、町内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。（健康長寿課）
- ② 町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

第3節 対応期

（１）まん延防止対策の内容

町は、国及び県からの要請を受けて、感染状況及び町民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講じる。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、町民の生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

① 患者や濃厚接触者への対応

町は、県の要請を受けて、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。（健康長寿課）

② 患者や濃厚接触者以外の町民に対する要請等

町は、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

（２）事業者や学校等に対する要請

① 町は、県の要請を受けて、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下、「管理者等」という。）に対して施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等を要請する。（関係課所局）

② 町は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設・高齢者施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。（総務課、健康長寿課、教育課、町民福祉課、その他関係課所局）

（３）職員に対する要請

町は、職員に対して、職場における基本的な感染対策等の徹底を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた職員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもを通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である職員の配慮等の協力を要請する。（総務課）

第4章 ワクチン¹⁷

第1節 準備期

（1）ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

（健康長寿課、総務課）

表1 予防接種に必要な可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品（代表的な物品） ・ 血圧計 ・ パルスオキシメーター ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ※接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ サージカルガウン ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ ☐ ファイル等
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋 ☐ 車椅子 ☐ 救急用ベッド

17 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）

（２）ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、国のワクチン配送システムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時ワクチン卸業者の流通量を把握するほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、町内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（健康長寿課）

（３）接種体制の構築

町は、宮城県塩釜医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。（健康長寿課）

（４）特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる関係課所局の職員については、町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

- ② 特定接種の対象となり得る関係課所局の職員については、町が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。（健康長寿課）

（５）住民接種

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 町は、国及び県等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る¹⁸。

ア 町は、住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、宮城県塩釜医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において

18 予防接種法第6条第3項

円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。（健康長寿課、その他関係課所局）

- a 接種対象者数
 - b 職員の人員体制の確保
 - c 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - d 接種場所の確保（医療機関、保健福祉センター、公民館、学校等）及び運営方法の策定
 - e 接種に必要な資材等の確保
 - f 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - g 接種に関する町民への周知方法の策定
- イ 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険、障害福祉、保健衛生等の関係課が連携し、これらの者への接種体制を検討する。（健康長寿課、町民福祉課、その他関係課所局）

表 2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備 考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B	
妊 婦	母子健康手帳届出数	C	
幼 児	人口統計（1-6 歳未満）	D	
乳 児	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1 歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小学生 中学生 高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成 人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- ウ 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、宮城県塩釜医師会等の協力を得てその確保を図るとともに、個別接種、集団的接種いずれの場合も、宮城県塩釜医師会や町内医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。（健康長寿課）
- エ 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、場所のレイアウトや人員の配置等を検討する。なお、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないこと、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できること等に配慮する。また、各接種会場への医師及び看護師、薬剤師等の派遣については、宮城県塩釜医師会及び塩釜地区薬剤師会等と委託契約等により実施する。（健康長寿課）
- a 接種会場の対応可能人数
 - b 場所のレイアウト（受付、待合、問診、接種、経過観察、応急処置、ワクチンの保管及び調剤（調製））
 - c 接種の実施に当たる人員の配置
 - d 接種会場の導線の確認
 - e ワクチン及び必要な資材等の保管場所の設置
 - f 委託契約等に係る事務
- ② 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。（健康長寿課）
- ③ 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。（健康長寿課、教育課、その他関係課所局）

（６）情報提供・共有

① 町民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy¹⁹（日本語訳：「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等）」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q&A 等の提供など、双方向的な取組を進める。（健康長寿課）

② 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う。

（７）関係課所局との連携

町は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び関係課所局、具体的には総務課、健康長寿課、町民福祉課、教育課等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町は、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。（総務課、健康長寿課、町民福祉課、教育課、その他関係課所局）

（８）DX の推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。（健康長寿課、企画調整課）

¹⁹ The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 定義：予防接種サービスが利用できるにもかかわらず、予防接種の受入の遅れや拒否が起こること。

- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。（健康長寿課、企画調整課）
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。（健康長寿課、企画調整課）

第2節 初動期

（１）ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節 準備期（１）において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。（健康長寿課）

（２）接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（健康長寿課）

（３）特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する県及び町は、宮城県医師会等の協力を得て、その確保を図る。

また、県及び町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて宮城県医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。（健康長寿課）

（４）住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。（健康長寿課）
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、調整を要する施設等及び被接種者数を、町又は県の介護保険、障害福祉、こども支援、教育等の関係課が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は保健衛生等の関係課と連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。（関係課所局）

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は宮城県塩釜医師会等の協力を得て、その確保を図る。（健康長寿課）
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、宮城県塩釜医師会、塩釜地区二市三町、町内医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健福祉センター、公民館、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。（健康長寿課）
- ⑥ 町は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険、障害福祉等の関係課、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。（健康長寿課、町民福祉課）
- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。（健康長寿課、企画調整課）
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する看護師2名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師2名を1チームとする。予診票確認を担当する看護師等2～3名、服薬確認・指導を担当する薬剤師1名、接種後の状態観察を担当する看護師等を1名おく。その他、検温、受付・記録、誘導・案内、接種済証の発行などについては、事務職員（会計年度任用職員、派遣労働者を含む）等が担当する。（健康長寿課）
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬

液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ宮城県塩釜医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県や医師会等の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場付近の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、宮城県塩釜医師会等とあらかじめ協議し、必要な物品を一定程度持参してもらう等の検討を行う。また、町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。（健康長寿課）

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品（代表的な物品） ・ 血圧計 ・ パルスオキシメーター ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ サージカルガウン ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ ☐ ファイル等

※接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。	【会場設営物品】 ☐机 ☐椅子 ☐スクリーン ☐延長コード ☐冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐耐冷手袋 ☐車椅子 ☐救急用ベッド
-----------------------------------	--

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。（健康長寿課）
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくる。予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保し、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。（健康長寿課）

第3節 対応期

（1）ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第4章第1節 準備期（2）を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。（健康長寿課）
- ② 町は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、町内医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。（健康長寿課）
- ③ 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って県内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。（健康長寿課）
- ④ 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給量及び配分量を踏まえてワクチン接種に必要な資材を供給する。また、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。（健康長寿課）

（2）接種体制の構築

- ① 町は、第4章第2節 初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（健康長寿課）
- ② 町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように県、医師会及び医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。（健康長寿課）
- ③ 町は、国からの情報提供・共有される接種回数等について、ホームページ等で公表する。（健康長寿課）

（３）特定接種

① 職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国からの要請を受けて、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる関係課所局の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（健康長寿課、その他関係課所局）

（４）住民接種

- ① 町は、国からの要請を受けて、第４章第１節 準備期及び第２節 初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（健康長寿課）
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。（健康長寿課）
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。（健康長寿課）
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。（健康長寿課）
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を行う等、接種体制を確保する。（健康長寿課）
- ⑥ 町は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険、障害福祉等の関係課や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（健康長寿課、町民福祉課）

（５）接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（健康長寿課）
- ② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。（健康長寿課、企画調整課）
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。（健康長寿課、企画調整課）

（６）接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健福祉センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険等の関係課や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（健康長寿課）

（７）接種記録の管理

町は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康長寿課）

（８）健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。（健康長寿課）
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。（健康長寿課）
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。（健康長寿課）

（９）情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。（健康長寿課）
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。（健康長寿課）
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。（健康長寿課）

（10）特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。（健康長寿課，その他関係課所局）

（11）住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。（健康長寿課）
- ② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - ウ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - エ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。
 - ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - ウ 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。（健康長寿課）

第5章 保健

第1節 準備期

（１）人材の確保

町は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び県、地方公共団体等からの人材送り出し及び受入れ等に関する体制を構築する。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

（２）業務継続計画を含む体制の整備

町は、各業務の縮小・延期・停止が町民の生活や安全確保に与える影響や法令違反の可能性の有無等を踏まえて、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

（３）研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

- ① 町は、県と連携して、危機管理のリーダーシップを担う人材や庁内応援職員の人材の育成に係る研修の実施等により、感染症危機への対応能力の向上を図る。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

第2節 初動期

（1）町民への情報提供・共有の開始

- ① 町は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民への周知、Q&Aの公表、町民向けのコールセンター等の設置等を通じて、町民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。（健康長寿課）
- ② 町民に対して双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有するとともに、必要に応じて県の相談センターの対応を周知する。（健康長寿課）

（2）新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に町内で感染が確認された場合の対応

町は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に町内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、当該者やその濃厚接触者に関する情報を県と共有するとともに、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施することに協力する。（健康長寿課、その他関係課所局）

第3節 対応期

（１）健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。（健康長寿課）
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。（健康長寿課、その他関係課所局）

（２）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 町は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する発生時にとるべき行動や対策について、町民等の理解を深めるため、分かりやすい情報提供・共有を行う。（健康長寿課）
- ② 町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。（健康長寿課、その他関係課所局）

第6章 物資²⁰

第1節 準備期

（1）感染症対策物資等の備蓄等²¹

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する²²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²³。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。
（塩釜地区消防事務組合）

20 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）

21 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

22 特措法第10条

23 特措法第11条

第2節 初動期

（1）感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について町内医療機関、高齢者施設や障害者施設等の備蓄・配置状況を確認する。（健康長寿課、その他関係課所局）
- ② 町は、町内医療機関、高齢者施設や障害者施設等に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。（健康長寿課、その他関係課所局）
- ③ 町は、第6章第1節 準備期（1）①で町が備蓄する感染症対策物資等について、町内医療機関等へ緊急配布等の準備を行う。（健康長寿課）

第3節 対応期

（1）感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 町は、町内医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。（健康長寿課）
- ② 町は、第6章第2節 初動期（1）③で準備した感染症対策物資等について、町内医療機関等より緊急配布要請があった場合には、町内医療機関等への配布を実施する。（健康長寿課）

（2）備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において必要な物資及び資材が不足するときは、県や市町村等の関係機関が備蓄する物資及び資材をお互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保²⁴

第1節 準備期

（1）情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

（2）支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（関係課所局）

（3）物資及び資材の備蓄²⁵

- ① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節 準備期（1）①で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄²⁶する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²⁷。（総務課、健康長寿課その他関係課所局）

- ② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（総務課、健康長寿課、その他関係課所局）

（4）生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者²⁸等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（総務課、健康長寿課、町民福祉課）

24 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）

25 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

26 特措法第10条

27 特措法第11条

28 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」「（参考）要配慮者への対応」を参照。

（５）火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当等の関係機関との調整を行うものとする。（総務課、町民福祉課）

第2節 初動期

（1）遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（総務課）

第3節 対応期

（１）住民の生活の安定の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康長寿課、関係課所局）

② 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者²⁹等に必要なに応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（総務課、健康長寿課、町民福祉課）

③ 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限³⁰やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育課）

（２）生活関連物資等の価格の安定等

① 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。（関係課所局）

② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係課所局）

③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（関係課所局）

④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律

29 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」〔（参考）要配慮者への対応〕を参照。

30 特措法第45条第2項

第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる³¹。（関係課所局）

（３）埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉の稼働等に関する協力を依頼する。（総務課）
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（総務課）
- ③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。（総務課）
- ④ 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（総務課）
- ⑤ あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（総務課）
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（総務課）
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（総務課）

（４）社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意

31 特措法第 59 条

し、効果的に講ずる。（関係課所局）

② 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。（水道事業所）

③ 町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた町民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることに留意する。（全課所局）

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

（略）

（都道府県行動計画）

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

（中略）

3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（中略）

8 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

（略）

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 前条第三項及び第八項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

○松島町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 28 日

告示第 66 号

〔注〕平成 25 年 3 月から改正経過を注記した。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 37 条において準用する同法第 26 条の規定に基づき、松島町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成 25 年条例 27 号・27 年 20 号〕）

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部所の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（一部改正〔平成 25 年条例 27 号〕）

（部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（一部改正〔平成 25 年条例 27 号〕）

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

（一部改正〔平成 27 年条例 20 号〕）

附 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 15 日条例第 6 号）

この条例は、交付の日から施行する。

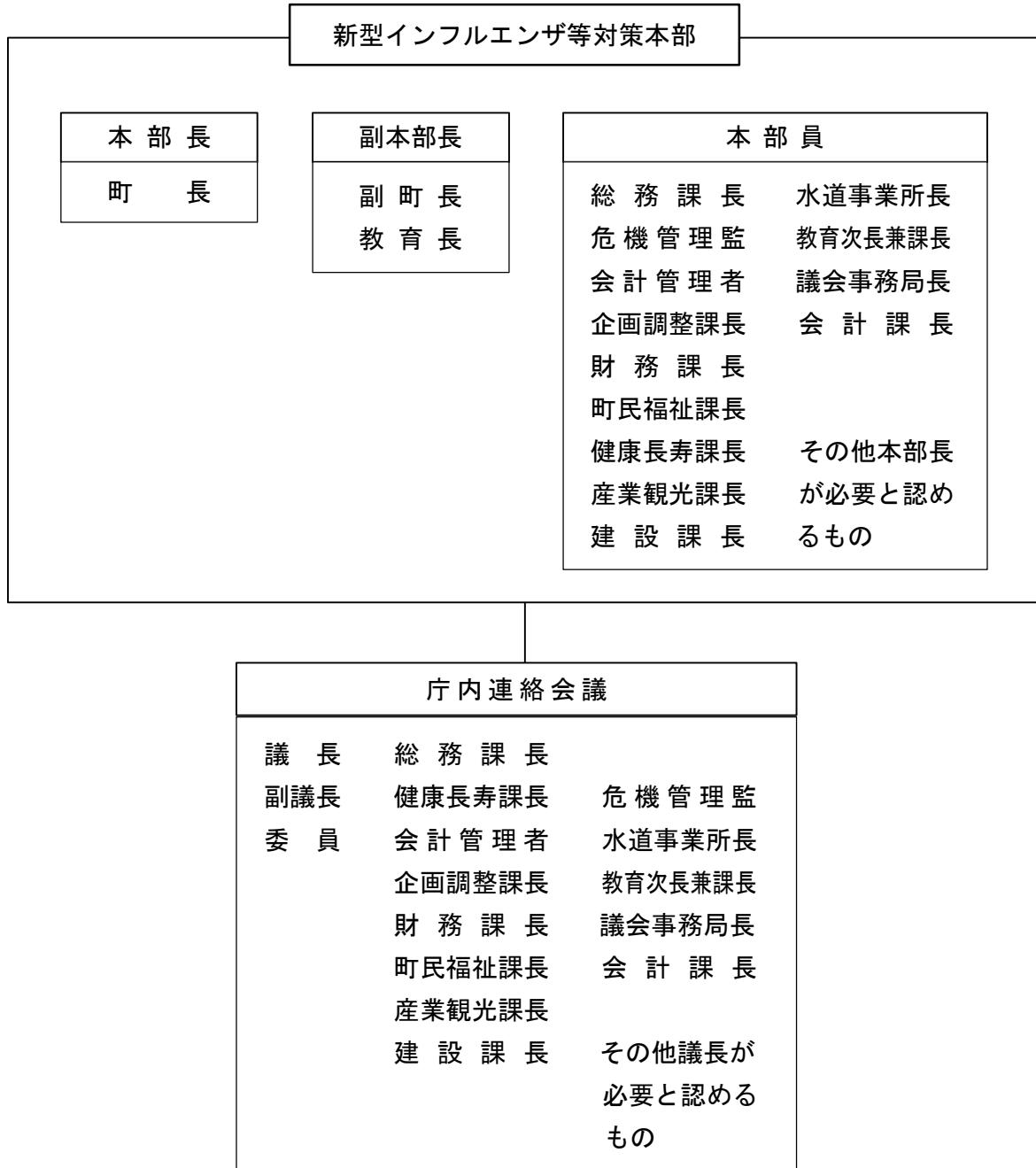
附 則（平成 25 年 3 月 6 日条例第 27 号）

この条例は、交付の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 11 日条例第 20 号）

この条例は、交付の日から施行する。

新型インフルエンザ等対策本部組織図



(令和8年3月時点)

松島町新型インフルエンザ等対策行動計画

発行 松島町健康長寿課

〒981-0203

宮城県宮城郡松島町根廻字上山王 6-27

TEL : 022-355-0703 FAX : 022-353-3722

E-mail : kenkou@town.matsushima.miyagi.jp